附則第五十二条中「被用者保険等保険者」の下に「（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第五十九条を次のように改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第五十九条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の三第一項中「平成二十八年度」を「平成二十七年度」に、「第十四条の十」を「第十四条の八」に改め、同条第四項を削る。

附則第二十一条の三の次に次の一条を加える。

第二十一条の四　平成二十八年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の九第一項第一号に規定する補正後概算加入者割後期高齢者支援金額（以下この号において「補正後概算加入者割後期高齢者支援金額」という。）をいう。ただし、平成二十六年度の概算後期高齢者支援金の額（当該特定健康保険組合に同法附則第十四条の五の規定の適用がないものとして同法第百二十条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ。）が同年度の確定後期高齢者支援金の額（当該特定健康保険組合に同法附則第十四条の六の規定の適用がないものとして同法第百二十一条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、平成二十八年度の補正後概算加入者割後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（同法第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この号において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十六年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たないときは、平成二十八年度の補正後概算加入者割後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。次項第二号において同じ。）」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

2　平成二十八年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十八年度」と、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十六年度概算調整対象基準額」という。）が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十六年度確定調整対象基準額」という」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、平成二十八年度概算調整対象基準額」と、「当該年度の前々年度におけるすべての」とあるのは「全ての」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十六年度概算調整対象基準額と平成二十六年度確定調整対象基準額」と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十六年度概算調整対象基準額が平成二十六年度確定調整対象基準額」とする。

附則第六十条中「附則第二十一条の三第四項」を「附則第二十一条の四第一項」に、「附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項」を「附則第二十一条第三項第二号及び第四項第二号に規定する後期高齢者支援金は、同条第三項第二号」に、「同項の規定により算定される額」を「それぞれ同号の規定により算定される額」に、「この条において「改正前国保法」を「この項において「改正前国保法」に、「附則第二十一条の三第三項」を「附則第二十一条第五項の規定を適用するとしたならば同項」を「附則第二十一条第三項第二号の規定を適用するとしたならば同号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十八年度における改正後国保法附則第二十一条の四第二項の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額は、改正後国保法附則第二十一条第五項の規定にかかわらず、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額と同年度における改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第六十三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十一条中「年度の被用者保険等保険者（」の下に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前の」を加える。

附則第五十一条の三中「改正後高齢者医療確保法附則第十三条の七第一項」を「附則第十三条の四第一項」に改める。

附則第五十一条の五中「改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九第一項」を「附則第十三条の五第一項」に、「において高齢者医療確保法」を「において国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の高齢者医療確保法（附則第六十条第二項において「平成二十九年改正前高齢者医療確保法」という。）」に改め、「改正前高齢者医療確保法」を削る。

附則第五十一条の七中「第百二十一条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の十第一項」を「第百二十一条第一項第一号及び附則第十四条の三第一項」に改める。

附則第五十二条中「被用者保険等保険者（」の下に「国保法等一部改正法第三条の規定による改正前の」を加える。

附則第六十条第一項中「前条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「改正後国保法」という。）附則第二十一条の四第一項」を「国民健康保険法附則第二十一条の三第一項」に、「読み替えられた改正後国保法」を「読み替えられた同法」に、「改正後国保法附則第二十一条の四第一項」を「同法附則第二十一条の三第一項」に改め、同条第二項中「改正後国保法附則第二十一条の四第二項」を「国民健康保険法附則第二十一条の三第二項」に、「改正後国保法附則第二十一条第五項に」を「同法附則第二十一条第五項に」に、「、改正後国保法」を「、国民健康保険法」に、「改正後高齢者医療確保法」を「平成二十九年改正前高齢者医療確保法」に改める。